

様式 6 (随意契約)

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和 5 年 11 月 1 日
所 属 名	自然経済推進部みどりと水の まちづくり課

契 約 業 者 名 ・ 住 所	住所 野田市木野崎 891-1 落札者 株) 野田自然共生ファーム 代表取締役 今村 繁
業 務 の 名 称	件名 尾崎地区保全業務委託
委 託 場 所	箇所 野田市尾崎地先
委 託 期 間	令和 5 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
契 約 金 額	金額 885,940 円 (税込)
委 託 の 概 要	業務の目的：適切な保全作業を実施することで、生物多様性の保全された良好な自然環境に回復させるとともに、周辺環境との調和を図ることを目的とする。 業務内容及び遵守事項等：① 6 業務の対象となる範囲に示す範囲の除草作業。なお、作業にあたり支障がある箇所については、発注者と対応を協議する。② 6 業務の対象となる範囲の農道、水路周辺の除草作業③作業の回数は年 1 回とする。④作業の時期は、契約締結年の 1 1 月 1 日以降とする。⑤作業に用いる資器材及び車両等は、受注者が準備すること。⑥薬剤を用いた除草は行わないこと。⑦火気を用いた除草、除草した植物の現地での焼却は行わないこと。⑧除草した植物は、道路や通路の通行、水路、側溝の機能の妨げにならない場所に集積すること。
随 意 契 約 の 理 由	◎地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当します。 ◎随意契約の理由： 尾崎地区のビオトープ化適正を検証するため当該地区の土質等調査を実施することを前提に保全作業を実施する必要があること、及び作業実施において必要な資器材を有していることから、江川地区の復田の実績があり、常時の水田管理業務において必要な技能・知見及び作業機器を有する当該業者との特命随意契約としている。

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和 5 年 11 月 8 日
所 属 名	福祉部生活支援課

契 約 業 者 名 ・ 住 所	千葉県柏市若柴字入谷津 1 番 1 9 5 株式会社ディー・エス・ケイ
業 務 の 名 称	野田市難病患者援助金システム改修業務
委 託 場 所	野田市生活支援課
委 託 期 間	令和 5 年 11 月 8 日 から令和 6 年 3 月 31 日 (※半角数字)
契 約 金 額	金額 630,000 円
委 託 の 概 要	「野田市難病患者援助金支給要綱」改正内容に合わせ改修するもの。
随 意 契 約 の 理 由	野田市難病患者援助金システムは、当市の総合行政システム内の既存システムを要綱改正に合わせ調整、改修するものであるため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため。

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和 5 年 11 月 13 日
所 属 名	都市部都市整備課

契 約 業 者 名 ・ 住 所	野田市中野台 168-1 野田商工会議所 青年部
業 務 の 名 称	野田市駅西記念式典等イベント運営業務委託
委 託 場 所	野田市野田字弁天谷津地先
委 託 期 間	令和 5 年 11 月 14 日 から令和 6 年 3 月 25 日
契 約 金 額	金額 2,178,000 円
委 託 の 概 要	出演・音響・運営 舞台装飾・会場設営 雑役務費
随 意 契 約 の 理 由	本業務は、野田市駅前広場と野田市駅の供用開始について、千葉県生誕 150 周年記念事業として、イベントを開催し、野田市駅前広場の完成を祝うイベントを実施するものです。 当業務については野田市の地域を基盤として、あらゆる業種・業態の商工業者から構成され公益法人として活動など強い公共性をもっていることが見込まれます。 ついては、地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、野田商工会議所青年部と随意契約を希望するものです。

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和 5 年 11 月 29 日
所 属 名	都市部都市計画課

契 約 業 者 名 ・ 住 所	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 7 番 1 号 株式会社パスコ 千葉支店
業 務 の 名 称	都市計画管理システム更新業務委託
委 託 場 所	野田市全域
委 託 期 間	令和 5 年 11 月 30 日 から令和 6 年 3 月 22 日
契 約 金 額	金額 1,573,000 円
委 託 の 概 要	現在使用している都市計画管理システム（PasCAL）の都市計画データを更新するもの。
随 意 契 約 の 理 由	PasCAL は、内申の業者が開発した統合型 GIS システムのサーバーに格納されており、使用権限をもつ同社以外では扱うことができない。よって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約をするもの。